

| エネルギー・環境分野の実施状況等 | | | | | | | |
|-----------------------------------|----------------------------|--|---|--------------|--------------------|---|--|
| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| ①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消 | | | | | | | |
| ・石炭火力発電に対する環境アセスメントの明確化・迅速化 | | | | | | | |
| 1 | 石炭火力発電に対する環境アセスメントの明確化・迅速化 | 電力の安定供給の確保、燃料コストの削減、環境保全に取り組むため、今後、石炭火力については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(4月25日経済産業省・環境省)において明確化されたCO2の取扱い等に基づき対応するとともに、環境アセスメントの手続期間短縮(従来3年程度かかる火力のリプレースを1年強程度に短縮等)を着実に進める。 | — | 経済産業省 環境省 | 一部措置済 | 「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済産業省・環境省)を含む、「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」(平成25年4月26日)において示したBAT(事業者が利用可能な最良の技術)参考表の見直しを行っているところ。環境アセスメントの手続期間短縮については個別案件毎に取り組んでおり、規制改革実施計画閣議決定時点で審査中であった案件も審査期間の短縮に対応。現時点において、環境影響評価図書の一部である準備書及び評価書の審査実績がある。準備書(実績1件、「竹原火力発電所」)については、国と自治体の審査を同時並行で進めること等により実質的な審査期間を確保した上で、知事意見の提出から経済産業大臣の勧告までを21日(従来90日程度)に、経済産業大臣による評価書の審査(同上)については8日(従来30日程度)となっており、手続上、環境アセスメントの審査期間の短縮が実現できている。 | 引き続き、手続期間が短縮されるよう取り組む。 |
| ・電力システム改革 | | | | | | | |
| 2 | 電力システム改革 | 電力システム改革については、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」の内容に従い、(1)広域系統運用機関(仮称)の設立、(2)電気の小売業への参入の全面自由化、(3)法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化の3本の柱を中心とした改革を進める。 | (1)平成27年を目途に設立 (2)平成28年を目途に実施 (3)平成30～32年までを目途に実施 | 経済産業省 | 一部措置済 | 改革の3本の柱のうち、(1)については、広域的運営推進機関の設立や業務内容等を定めた「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)が平成25年11月に成立した。また、(2)については、平成26年2月に電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。なお、制度の詳細については、経済産業省に設置した総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループにて検討を進めている。 | 電力システム改革の詳細な制度設計については、引き続き制度設計ワーキンググループにて制度の詳細の検討を進めるとともに、「電気事業法の一部を改正する法律」の公布の日から2年6月を超えない範囲内に広域的運営推進機関を設立予定であり、そのための準備を進めているところ。また、(3)については、平成27年の通常国会に、必要な法律案を提出することを目指す。 |
| ・風力発電 | | | | | | | |
| 3 | 風力発電の電気主任技術者選任における統括事業場の設置 | 電気事業法第52条第1項の「直接統括する事業場」に関して、どのような場合に複数の風力発電所・変電所を統括する事業場と認め得るかの基準を明確化し、その認定を容易とすることについて検討し、結論を得る。 基準の明確化に当たっては、設備規模や運用箇所数、距離、技術員の配置状況、遠隔監視機能、点検及び事故時の対応などの実態に基づき、具体的な基準となるように検討する。 | 平成25年度上期目途で検討・結論・措置 | 経済産業省 | 措置済 | 平成25年8月に開催した産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議及びパブリックコメントを経て、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成25年9月27日付け20130920商局第1号)」の改正を行い、「直接統括する事業場」と認め得る基準を明確化した。(平成25年9月27日施行・公表) | — |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|-------------------------------------|--|-------------------------------|-------|--------------------|--|----------------------|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 4 | 風力発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いの検討 | 優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、地域の農業振興に資する場合における風力発電設備の設置に関し、農地転用制度上の取扱いを検討し、結論を得る。 | 平成25年度 検討・結論 | 農林水産省 | 未措置 | 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が平成25年11月22日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲で施行されることとなっているところ。 同法に基づき、市町村が再生可能エネルギー発電設備整備区域を定めるに当たっては、再生利用困難な荒廃農地等については、第1種農地であっても含められることとし、転用を可能とする考え。 風力発電設備については、当該農地が次の要件を満たす場合、第1種農地のうち荒廃農地以外の農地も同法に基づき市町村が「再生可能エネルギー発電設備の整備する区域」に含めることを可能とする考え。 ① 年間を通じて安定的に風が観測される場所であること ② 沿道など農地の集団化等農作業上の利用に支障がない位置にあり、必要最小限の農地を設定するものであること | 法律の施行までに必要な措置を講じる予定。 |
| ・太陽光発電 | | | | | | | |
| 5 | 電気主任技術者による太陽光発電設備の定期点検の在り方に関する柔軟な検討 | ①パネルとパワーコンディショナーの点検頻度については現状(2回以上/年)のままとする。 | ①平成25年度措置 | 経済産業省 | 措置済 | 経済産業省告示第249号の改正(平成25年6月28日施行・公表)において明示した。 | — |
| | | ②全量買取制度での設備形態において新たに点検頻度を設定する必要がある太陽電池発電所用の変電設備については、他の変電設備と同様の点検頻度(1回以上/1~3か月)の適用を平成26年3月末まで猶予する。 | ②平成25年度措置 | | 措置済 | 経済産業省告示249号の改正(平成25年6月28日施行・公表)において適用を平成26年3月末まで猶予した。 | — |
| | | ③太陽電池発電所における変電設備と相当規模の変電設備の調査から、太陽電池発電所の変電設備について、適切な点検頻度の在り方を検討し、結論を得る。検討に際しては、他の変電設備との差異の有無、経年劣化による故障率、遠隔監視技術等による保守点検の可能性、事業者の負担などを考慮し、必要な保安水準を確保する最小限の点検頻度となるよう配慮する。 | ③平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置 | | 措置済 | 平成25年12月に開催した産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、平成25年経済産業省告示第164号の改正を行い、太陽電池発電所の変電設備に係る点検頻度を必要な保安水準が確保される範囲で、最小限となるよう見直した。(平成26年3月公布) | — |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|--|--|---|-------|--------------------|---|--|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| ・地熱発電 | | | | | | | |
| 6 | バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し | 出力が300kW未満等のバイナリー発電設備であり、媒体が炭化水素ガス又はアンモニア水であり、輻射熱又は大気圧相当の熱水・蒸気を利用するものについて、または、媒体が不活性ガス、炭酸化水素ガス又はアンモニア水であり、大気圧以上、100℃以上の熱水・蒸気を使用するものについて、既存の該当事例(例えば、九州における小型蒸気発電や類似の機械である吸収式冷凍機等)における実績等、今後、事業者等が保有するデータなど必要なデータ等を収集し、安全性に関する技術的検証を踏まえ、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査の不要化につき検討する。 また、小型のフラッシュタイプ等の発電設備についても、今後、必要なデータ等が得られれば規制の見直しを検討する。 | バイナリー発電設備については平成25年度検討・結論、結論を得次第措置。小型のフラッシュタイプ等の発電設備については、必要なデータ等が得られ次第検討開始 | 経済産業省 | 検討中 | 平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、バイナリー発電設備について、媒体が不活性ガスのものについては、「大気圧において100℃以下の水若しくは蒸気を用いたものであること」の要件を外すが、媒体が炭化水素ガス又はアンモニア水である場合については、シミュレーションを行った結果、周辺住民が強い異臭を感じる、ガス検知器の警報が鳴る等の事象が引き起こされるレベルの媒体の漏洩の可能性があることが確認されたことから、現状維持とすることが妥当との結論を得た。 | バイナリー発電設備については、現在、告示改正作業中(平成26年4月以降施行・公表予定)。 なお、小型のフラッシュタイプ等の発電設備については、引き続き検討を行う。 |
| 7 | 「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」の適用範囲の明確化 | 温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する。 | 平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置 | 環境省 | 検討中 | 有識者による検討会を設置し、検討中。「温泉法第3条に基づく掘削許可の取扱いについて」を議題としてヒアリング等を実施した。 http://www.env.go.jp/nature/onsen/council/guide/03.html | 平成25年度の議論を踏まえ引き続き検討し、平成26年度に結論を出す予定。 |
| ・小水力発電 | | | | | | | |
| 8 | 慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理①(短期間での水利使用) | 慣行水利権が明確化されるまでの措置として行われる短期間の小水力発電の水利使用の許可について、許可を行う場合の要件を明確化する。 | 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 国土交通省 | 措置済 | 慣行水利権を利用した従属発電の短期間の水利使用許可については、「慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について」(平成25年12月11日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を発出し、周知済み。 | — |
| 9 | 慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理②(新規の発電水利取得) | ①慣行水利権を利用した従属発電を法改正の登録の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮化することや取水量調査の頻度などを少なくするなど地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ②慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置について農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ③地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。 | 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 国土交通省 | 措置済 | ①、②、③については、「慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について」(平成25年12月11日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を発出し、周知済み。 | — |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|------------------------------|---|--|-------|--------------------|---|---------------------|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 10 | 豊水時における小水力発電施設の最大取水量の増量 | 設備容量に余裕のある水力発電所において、最大取水量を変更するための水利使用許可の申請にあたっては、個別に判断する必要はあるが、河川環境や河川利用者への影響に変更がない取水環境の場合、変更に関する事項を記載した図書を添付すれば足りることを周知徹底する。 | 平成25年度 早期措置 | 国土交通省 | 措置済 | 設備容量に余裕のある水力発電における水利使用変更許可手続については、「水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化について」(平成25年7月1日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を发出し、周知済み。 | — |
| 11 | 山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化 | 取水量のきめ細かい管理が困難な山間部の小規模取水施設等について、ワーキンググループにて取水を再開できるとされた施設以外の取水施設に関して、再開を可能とする要件を整理し、検討結果を周知する。 | 平成25年度 検討・結論・ 結論を得次第措置 | 国土交通省 | 措置済 | 山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理については、「山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化について」(平成26年3月28日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を发出し、周知済み。 | — |
| 12 | 非かんがい期等における発電水利権の取得の簡素化について | ①小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合について ・地域の実情に応じて、生態系や景観への影響調査を省略することができること ・地域の実情に応じて、取水施設等の構造図等を省略することができること ・地域の実情に応じて、河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できること などの簡素化措置を講じる。 ②地方整備局等において、小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合の簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。 | ①平成25年度 早期検討・ 結論・措置 ②平成25年度 措置 | 国土交通省 | 措置済 | ①、②については、「水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化について」(平成25年7月1日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を发出し、周知済み。 | — |
| 13 | 小規模ダム水路主任技術者選任の柔軟な検討 | ①土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合には、出力や最大流量にかかわらず、ダム水路主任技術者の選任を不要とするべく検討し、結論を得る。 ②500kW未満の水力発電所については、大臣の許可を受けることにより、免状交付を受けていない者からダム水路主任技術者を選任できる。今後は、農業土木学の履修者を含め、土木に関する一定の学科を修めた者については許可を行うよう検討し、結論を得る。 | 平成25年度 検討・結論・ 措置 | 経済産業省 | 措置済 | 平成25年12月に開催した産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議及びパブリックコメントを経て、電気事業法に基づく告示及び内規を改正(平成26年3月施行・公表)し、 ①土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合には、出力や最大流量にかかわらず、ダム水路主任技術者の選任を不要とし、 ②農業土木学の履修者を含め、土木に関する一定の学科を修めた者については許可を行うことを明確化した。 | — |
| 14 | 小水力発電を運営する組織が親会社・子会社の関係かの明確化 | 都道府県土地改良事業団体連合会が「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に規定する「みなし設置者」となることにより、選任した主任技術者が近傍にある土地改良区の水力発電所を兼任できることを周知する。 | 平成25年度 早期措置 | 経済産業省 | 措置済 | 平成25年6月24日に都道府県土地改良事業団体連合会の上部組織である全国土地改良事業団体連合会に通知した。 | — |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|------------------------------------|---|---|-------|--------------------|---|---------------------|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| ・バイオマス発電 | | | | | | | |
| 15 | バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断 | ①バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断方法について、一定の基準を通知する。具体的には、 ・発電施設が求める品質を有すること ・需要に沿って計画的に生産・出荷されること ・適切な保管や品質管理がなされていること 等を明示する。 ②平成25年3月に、各自治体の判断に当たっての参考材料となることを目的として、「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」を作成し、自治体に送付するとともに、環境省ホームページでも公表した。この判断事例集について、ア)自治体に周知徹底するとともに、イ)判断事例集をより充実した内容にすべく、今後とも継続的な見直しを行い、都度周知する。 ③各自治体において判断が大きく異なることのないように通知するとともに、事業者が相談できるよう、環境省に全国統一相談窓口を設置し、対応する。 | ①平成25年6月中旬に措置 ②ア)平成25年6月中旬に措置 イ)継続的に実施 ③平成25年6月中旬に措置 | 環境省 | 措置済 | ①及び②ア)について、自治体等に対し、「『規制改革実施計画』(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中旬に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(平成25年6月28日付け環廃対発第1306281号、環廃産発第1306281号)」(※1)により、バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断方法及び判断基準等を自治体等に対し示すとともに、改めて判断事例集(※2)の周知を行った。また③について、バイオマス発電燃料の廃棄物該当性に関する事業者等の全国相談窓口を環境省に設置した。 ※1 http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306281.pdf ※2「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」(平成25年3月27日) http://www.env.go.jp/recycle/report/h25-01.pdf | — |
| 16 | バイオマス資源の焼却灰の有効活用 | 専焼ボイラーの燃料として活用されている間伐材などを有効利用して製造された木質ペレットについては、それを燃焼した後の灰は、畑の融雪剤や土地改良材等として有効活用されているものもある。このように、有効活用が確実で、かつ不要物とは判断されない灰は、産業廃棄物とはならない旨各自治体に通知する。 また、自治体間において判断が異なるような場合に事業者が相談できるよう、環境省に全国統一相談窓口を設置し、対応する。 | 平成25年6月中旬に措置 | 環境省 | 措置済 | 『規制改革実施計画』(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中旬に講ずることとされた措置(バイオマス資源の焼却灰関係)について(平成25年6月28日付け、環廃産発第1306282号)」(※)により、木質ペレット又は木質チップを燃焼ボイラーで専焼させて生じた焼却灰の廃棄物該当性の考え方を自治体等に対し示すとともに当該焼却灰の廃棄物該当性に関する事業者等の全国相談窓口を環境省に設置した。 ※ http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306282.pdf | — |
| ・再生可能エネルギー共通 | | | | | | | |
| 17 | 再生可能エネルギー発電設備における第二種電気主任技術者の確保の円滑化 | 再生可能エネルギー発電設備について、第二種電気主任技術者の確保が困難であるとの意見を踏まえ、第二種電気主任技術者の確保を容易とするべく検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 措置済 | 平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、 ①選任範囲を明確化したQ&Aを改正(平成26年3月31日公表)することで、自社選任を行う場合の「従業員」の要件について、正社員以外にも嘱託や再任用等でも常時勤務する等一定の条件を満たせば選任可能とするともに、 ②電気保安協会が行っているマッチングサービス等について、経済産業省HPIにて周知(平成26年3月31日公表)した。 | — |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|------------------------|---|----------------|-------|--------------------|---|---------------------|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 18 | 変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置 | バンク逆潮流を可能にするための設備投資に要する費用負担について、合理的な在り方を整理する。 | 平成25年度 早期措置 | 経済産業省 | 措置済 | 配電用変電所のバンク逆潮流を可能とするため、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」及び「電気設備の技術基準の解釈」の改正を平成25年5月31日に実施した。 当該改正を受け、配電用変電所においてバンク逆潮流が発生する場合に必要な供給設備の工事費の費用負担については、接続する再生可能エネルギー発電設備からの出力に比例した負担を設置者が行うという整理を行った。 具体的には、電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定に基づき、「託送供給約款以外の供給条件」として平成25年7月22日付けで特例承認を一般電気事業者に対して行い、再生可能エネルギー発電設備の受電電力1キロワットあたりの工事費負担額等を定めた。なお、当該供給条件は一般電気事業者において同月23日より適用されている。 | — |
| 19 | 補助事業で取得した財産の太陽光発電等への活用 | 太陽光発電その他の再生可能エネルギーの普及促進を図るため、補助事業者が補助事業等により取得した施設について、補助事業者自ら再生可能エネルギーの発電施設を設置し、又は再生可能エネルギーの発電施設の設置のため第三者に有償で設備の貸付(屋根貸し等)を行うに当たり、当該財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合を、各省のホームページ等を通じて明らかにし、広く周知徹底する。 | 平成25年度 措置 | 総務省 | 措置済 | 補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電施設の設置等の財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成26年1月23日に当省ホームページにて公開。 http://www.soumu.go.jp/menu_yosan/81361_recyclable_energy.html | — |
| | | | | 文部科学省 | 措置済 | 補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電施設の設置等の財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成25年12月24日に当省ホームページにて公開 http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/kaizen/1342673.htm | — |
| | | | | 厚生労働省 | 措置済 | 補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成26年2月3日に当省ホームページにて公開 http://www.mhlw.go.jp/topics/2014/02/dl/tp0203-01.pdf | — |
| | | | | 農林水産省 | 措置済 | 補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成25年12月26日に当省ホームページに掲載し、周知した。 http://www.maff.go.jp/j/aid/riyo_syobun/index.html | — |
| | | | | 経済産業省 | 措置済 | 補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、当省の補助事業等の具体的状況を踏まえ、ホームページ等を通じた周知を行った(平成25年12月25日付けで当省ホームページに掲載。 http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/sub_pvpg.pdf) | — |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|---|---|----------------------------------|--------------|--------------------|--|---|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| | | | | 国土交通省 | 措置済 | 補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成26年2月19日に当省ホームページに掲載し、周知した。 http://www.mlit.go.jp/common/001027968.pdf | — |
| | | | | 環境省 | 措置済 | 補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成26年1月14日に当省ホームページにて公表。 http://www.env.go.jp/other/zaisan_regf/index.html | — |
| ・環境アセスメント | | | | | | | |
| 20 | 風力・地熱発電に係る環境影響評価の国による審査期間の短縮目標の設定 | 風力・地熱発電に係る環境影響評価における国の審査期間について、火力発電所リプレースと同様に、短縮目標(全体で45日程度に短縮)を明示した上で、実効的な審査短縮策を講じる。 | 平成25年度 早期措置 | 経済産業省 環境省 | 措置済 | 火力発電所リプレースに係る国の審査期間の短縮目標を公表した「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(環境省・経済産業省、平成24年11月27日)に記載の火力発電所リプレースに係る国の審査の具体的な方策を、規制改革実施計画閣議決定後、風力・地熱発電所の審査にも適用。国と自治体の審査を同時並行で進めること等により実質的な審査期間を確保した上で、平成25年度は、方法書の審査(実績18件)については、平均14.2日(従来30日程度)、準備書の審査(実績1件)については、17日(従来90日程度)で知事意見の提出から経済産業大臣の勧告を行い、評価書の審査(実績1件)については、評価書の届出から11日(従来30日)で経済産業大臣の確定通知を行っており、手続上、火力リプレースと同等の審査期間の短縮が実現できている。 | 引き続き、手続期間が短縮されるよう取り組む。 |
| 21 | 風力発電に対する自治体による環境影響評価の審査期間短縮に係る取組の促進 | ①環境影響評価法対象事業に係る個別案件の都道府県による審査期間及び短縮化できている事例の調査を実施し公表するとともに、最も短縮化できている事例を目安として各都道府県が目標を設定して審査期間の短縮に努めるよう促すための技術的な助言(通知)を行う。 ②国におけるこれまでの審査状況(審査のポイントや環境大臣意見の内容など)の紹介や「風力発電施設の環境影響評価に関する参考事例集」の作成・配布等により、様々な機会を通じて自治体の審査期間短縮に係る取組を促す。 | ①平成25年6 月中旬に措置 ②逐次実施 | 経済産業省 環境省 | 措置済 | ①都道府県の環境影響評価担当部局に対し、「風力発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について(技術的助言)」(平成25年6月20日)を发出。 ②風力発電に関する環境省の審査のポイント等を整理した「風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて」(平成25年7月5日)を公表。また、風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例(平成25年6月)を公表。 これらについて、平成25年6月下旬に環境省と都道府県・政令市が定期的に行っている会議において各自自治体に説明を行った。 | 各自自治体と、それぞれ取組状況の共有や課題の整理・解決等の取組を引き続き実施する。 |
| 22 | 配慮書手続に先行する環境影響調査の実施による環境アセスメント期間の大幅な短縮の促進 | 環境アセスメント期間を大幅に短縮させるため、事業者による環境影響調査の前倒し・並行実施を促進するための方策を検討し、必要な措置を講じる。 | 平成25年度 検討・結論、 結論を得次第 措置 | 経済産業省 環境省 | 措置済 | 環境アセスメントの手続における環境影響調査を前倒し、他のプロセスと同時並行で進める実証事業を実施することとし、そのための予算を経済産業省が措置。(平成26年度予算案20.0億円)。 | 速やかに予算の執行を行う。 |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|-----------------------------------|---|----------------------|--------------|--------------------|--|--|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 23 | 風力発電事業における環境調査が省略可能となるモデル地区の拡充 | 風力発電事業を行う場合、少なくとも1年以上を要する環境調査が省略可能になる「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」により、事業者が環境アセスメントにおいて活用できる環境基礎情報の収集整備を引き続き行う。また、モデル地区の拡大、自治体からの公募等、事業の拡充を検討する。 | 平成24年度検討開始、結論を得次第措置 | 環境省 | 措置済 | 平成25年度「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」において、事業者が環境アセスメントにおいて活用できる環境基礎情報を収集整備するモデル地区を拡大し、自治体からの公募を行いながら実施している。 | 平成26年度も引き続きモデル事業を実施し、更なる環境基礎情報の収集を行う。 |
| 24 | 風力・地熱発電の環境アセスメントに係る情報の利活用のための環境整備 | 風力発電所及び地熱発電所の設置に係る環境影響調査をさらに簡素化・迅速化すべく、環境基礎情報や環境アセスメントに関する知見等について統合的に利用できる具体的方策について検討し、必要な措置を講じる。 | 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 環境省 | 措置済 | 平成25年度末に、環境省の「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」で収集した環境基礎情報等を事業者や自治体担当者等が利用しやすいようにGISデータで提供するデータベースシステムを仮公開。平成26年度早々に、本公開予定。 また、経済産業省において、前倒し調査に関する情報収集、データベース化のための予算を措置(No22参照)。 | 環境省において、左記のモデル事業で収集するデータをデータベースシステムに随時蓄積・公表する他、経済産業省が計上した前倒し調査の予算案については、データ収集につながるため、速やかに予算の執行を行う。 |
| 25 | 風力・地熱発電の特性を踏まえた配慮書手続 | 「発電所に係る環境影響評価の手引き」等において、地元調整と並行的に事業計画が立案され、立地地点も制約されるなどの発電事業の事業特性を踏まえつつ、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を明確化する。 | 平成25年度上期措置 | 経済産業省 環境省 | 措置済 | 平成25年9月30日に、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を記載した「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」を公表。 http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/fukusuuan.pdf | — |
| 26 | 地熱発電に係る数値シミュレーションによる風洞実験の省略 | 地熱発電所設置に係る硫化水素の環境影響評価の簡素化・迅速化のため、拡散予測評価に使用可能な数値シミュレーション技術の確立に向けた検討を開始する。 | 平成25年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 検討中 | 「平成25年度地熱発電技術研究開発事業」において、硫化水素拡散予測シミュレーション技術の開発に関する事業を2事業採択し、平成25年7月より研究開発を実施中。 | 平成27年度末までに研究開発を終了し、措置する。 |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|---------------------------|--|------------------------------|-------|--------------------|---|------------------------------------|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| ・火力発電 | | | | | | | |
| 27 | 溶接安全管理検査(火力設備)制度の縮小 | 火力発電設備におけるボイラー等の電気工作物の耐圧部分に係る溶接に関して、設置者に課せられている溶接事業者検査及び溶接安全管理審査の内容の見直しにつき、設置者及び製造者の負担軽減に資するよう、設置者、製造者、専門家等の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。 | 平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置 | 経済産業省 | 未措置 | 平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議を経て、溶接民間製品認証の活用による安全管理審査の合理化等の見直しについて了承された。 | 現在、電気事業法に基づく内規の改正作業中。(平成26年6月施行予定) |
| ・マンション高圧一括受電 | | | | | | | |
| 28 | 既築マンションにおける電力会社受変電設備の資産譲渡 | マンション高圧一括受電サービスの導入促進の観点から、一般電気事業者が電力供給している既築マンションを高圧一括受電に切り替える場合について、一般電気事業者資産の受変電設備等をマンション管理組合または一括受電サービス事業者からの求めに応じて、設備品目や買取価格等を含め設備譲渡が公平に行われるよう一部の電力会社が事業者等と調整を行っており、他電力会社も同様の対応を行うこととなっているが、必要に応じてルール化を検討する。 | 平成25年度 早期措置 | 経済産業省 | 措置済 | 東京電力(株)において、複数のマンション一括受電サービス事業者等との調整を行い、受変電設備等の設備譲渡に必要な社内基準を整備し、平成25年10月21日から適用しているところ。また、当該状況を踏まえ、他の電力会社においても同様の社内基準の整備に向けた取り組みを行い、全ての一般電気事業者が平成25年度内に社内基準の整備を完了し、適用している。 ○マンション一括受電に伴う設備譲渡に係る各社資料 北海道: http://www.hepco.co.jp/corporate/ele_power/mansion/mansion.html 東北: http://www.tohoku-epco.co.jp/abstra/annai/index.html 東京: http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/provide/pole_duct/other/jyouto-j.html 中部: http://www.chuden.co.jp/faq/faq_haiden/3239755_7683.html 北陸: http://www.rikuden.co.jp/sp/syugo/index.html 関西: http://www.kepco.co.jp/business/construction/jigyousya/images/manshon_info.pdf 中国: http://www.energia.co.jp/business/setsujijouto/index.html 四国: http://www.yonden.co.jp/business/dealing/u_pole/facilities_transfer/index.html 九州: http://www.kyuden.co.jp/service_transfer.html 沖縄: http://www.okiden.co.jp/business/apart/index.html | — |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|--------------------------|--|-----------------------|-------|--------------------|---|--|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 29 | 高圧一括受電するマンションの高圧部分に関する点検 | ①需要家の利便性向上の観点から、高圧一括受電するマンションの停電を伴わない点検方法を認めるなど必要な措置について事業者や専門家の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。検討の結果、その実現が困難である場合には、要望者からの技術的アイデア等を踏まえ、点検間隔の延伸等の可能性について検討し、結論を得る。 | ①平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 措置済 | 平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議を経て、 ①無停電(検査実施箇所は停電するが、各住戸の電気は停止させない方法)での点検方法の一例((1)非常用発電機の活用、(2)移動用電源の活用、(3)系統の二重化、(4)バイパス工法)を明確化するとともに、 ②点検間隔の延伸については、現時点において残る課題が解決すれば延伸を行うことが可能な旨、了承された。 了承された資料等は、下記URLにて公表している。 http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/denryoku_nzen/pdf/005_03_00.pdf | 点検間隔の延伸については、現時点において残る技術的課題が解決された際、再度検討を行うこととする。 |
| | | ②高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の受変電設備に対する停電点検について、3年に1回とできる詳細要件を事業者や専門家の意見を踏まえて明確化する。 | ②平成25年度上期措置 | 経済産業省 | 措置済 | ②「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成25年9月27日付け20130920商局第1号)4.(4)③イ括弧書きにおける停電年次点検の延伸に係る要件の明確化について」において、原則年に1回以上とされている停電点検を3年に1回以上に延伸できる要件を明確化した。(平成25年9月30日、経済産業省HPに公表) http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/09/250930-2.html | |
| 30 | 送配電工事ルールの見直し | 受電盤(キュービクル)の設置位置の変更などに伴う電力会社側引込線等の工事における受発注契約・出納・工事実施について、一般電気事業者の営業部門と新電力との間でのイコールフットイングや需要家の負担に留意しつつ検討を行い、その結果を明確化する。 | 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 措置済 | 電気事業者間において、受電盤(キュービクル)の移設工事を行う場合の一般電気事業者との契約等の手続きに関し、一般電気事業者の営業部門と新電力の間におけるイコールフットイングや需要家の負担等に留意しつつ検討を実施。需要家が新電力を介さず直接一般電気事業者と契約手続を行うことは、託送供給約款の契約主体と異なってしまうことや新電力の適切な情報把握が困難になること等の問題が発生するため、受電盤(キュービクル)の移設工事等の契約そのものは新電力が行うこととし、実務的な調整及び工事費の支払など契約以外の行為は、需要家が直接一般電気事業者との間で行うこと、かつ、当該対応を10電力会社において統一して実施することとなった。 上記取扱については、一般社団法人電力系統利用協議会(ESCJ)の定例会(平成26年2月19日開催)において関係者(一般電気事業者、新電力等)の確認・了承を得た後に実施されている。 | — |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|----------------------------------|---|------------------------------|-------|--------------------|---|---------------------|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| ・スマートコミュニティ | | | | | | | |
| 31 | 特定供給の許可基準における自己保有電源比率の撤廃 | 電力システム改革により小売全面自由化されるまでの間、電力自由化を見据えた様々な事業者の取組や分散型電源の更なる導入を後押しする観点から、現行制度の枠の中で、自己電源保有比率について事業者の軽減につながる方策を柔軟に講じる。具体的には、特定供給を検討する事業者等との協議も踏まえ、例えば、「自ら電源を保有しなくとも、特定の電源との契約により、需要家への電力供給が確実であれば、自己電源とみなす」「太陽光など自己電源の出力が不安定でも、蓄電池や燃料電池と組み合わせることで一定量の自己電源とみなす」「燃料電池については自己電源とする」等、自己電源についての考え方を明確化したガイドラインを作成・公表する。また、これにとどまらず、今後も引き続き、特定供給を検討する事業者等との協議を行い、必要に応じて当該ガイドラインの見直しを行う。 | 平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置 | 経済産業省 | 措置済 | 特定供給の許可基準における自己保有電源要件の緩和について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(平成12・05・29資第16号)」の改正を平成26年3月31日に実施、施行した。 当該改正により、「自ら電源を保有しなくとも、特定の電源との契約により、需要家への電力供給が確実であれば、自己電源とみなす」「太陽光など自己電源の出力が不安定でも、蓄電池や燃料電池と組み合わせることで一定量の自己電源とみなす」「燃料電池については自己電源とする」ことを明示している。 | — |
| 32 | 高圧以上の需要家に適用されるスマートメーター仕様の見直し | 需要家の選択肢拡大などスマートメーターの位置付けは今後ますます重要になることから、自由化対象となっている高圧以上の需要家のスマートメーターについて、需要家側のインターフェース標準化(Bルートのデジタルインターフェース化)の検討を行う。 | 平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置 | 経済産業省 | 措置済 | 実装の早期化の観点から、高圧以上の需要家のスマートメーターが現在保有する計測諸量を電文により提供することを前提に、デジタルインターフェースの具備及び標準化に向けた検討を実施。平成26年3月に検討結果をとりまとめ、具体的には、①提供するデータ項目の確定、②標準インターフェース(通信プロトコル)としてECHONET-Liteを採用すること、③通信メディアについては公知で標準的なメディアを採用すること(適切なメディアをリスト化)等を決定した。さらに、当該検討結果を第14回スマートメーター制度検討会において公表した。 | — |
| 33 | スマートメーターの導入整備に係る通信インフラの調達・構築 | スマートメーターの調達に付随する通信インフラの調達に関しては、各社の送配電部門に対してオープンな調達手続を求める。 | 平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置 | 経済産業省 | 措置済 | 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書においては、スマートメーターの導入に関し、効率的な調達の観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことが原則とされており、この考え方にに基づき、経済産業省は、各社の電気料金審査を厳正に行ってきたところ。 通信インフラ及び関連するシステムの構築についても、オープンな調達の実施を求めており、各電力会社は、第14回スマートメーター制度検討会において、RFP(Request For Proposal)の実施等の具体的な調達実施計画を公表した。 | — |
| ・ガスパイプライン | | | | | | | |
| 34 | 河川横断するガス導管敷設工事の濁水期(11～5月)以外の施工許可 | 河川横断するガス導管敷設工事について、地盤等の状況を確認し、河川保全上問題がない場合は、濁水期以外の期間に施工することが可能であることを河川管理者に周知徹底する。 | 平成25年度 措置 | 国土交通省 | 措置済 | 河川横断するガス導管敷設工事の通年施工については、「河川を横断する管類等の設置許可の運用について」(平成26年3月14日国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官通知)を发出し、周知済み。 | — |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|------------------------------------|--|------------------------------|-------|--------------------|---|---|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 35 | 太陽熱利用給湯システム設置時の水道直結に係る規制の見直し | 太陽熱給湯システムが給水装置として使用される場合に備えるべき逆流防止の性能について検討を行い、結論を得る。また、太陽熱の蓄熱ユニットから配管する温水と、水量の安定のための逆止弁(必要に応じ更に減圧弁)をつけて水道から並行配管する水を合流させてガス給湯器に接続する場合の安全性を検証するとともに、逆流防止装置の適切な配置やシステム全体として求められる装置の新たな基準の設定の必要性についても検討を行い、結論を得る。 | 平成24年度検討開始、平成25年度結論、結論を得次第措置 | 厚生労働省 | 未措置 | メーカーヒアリングや実機確認により現状を整理するとともに、給水装置の構造材質基準・試験方法の見直しに関する検討委員会において、太陽熱給湯システムの設置に係る技術的課題や水道法との関係を議論し、水道事業者や関係団体等の意見も踏まえ、厚生労働省としての見解を整理した。 | 整理した内容について、平成26年度当初に全国の水道事業者に対し、課長通知により周知を図る。 |
| ・省エネ | | | | | | | |
| 36 | 環境負荷低減設備における容積率制限緩和に関する包括同意基準整備の設定 | ヒートポンプ等を設置する環境負荷低減設備における容積率制限緩和の許可基準について、許可手続の円滑化、迅速化を図るため、各特定行政庁に対し許可基準に関する要綱整備や包括的同意基準を設定することが望ましい旨、改めて周知徹底する。 | 平成25年度措置 | 国土交通省 | 措置済 | 「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)(平成26年3月31日住宅局市街地建築課長通知)」を发出し、あらかじめ建築審査会の包括的なる承を得ることにより、許可手続の円滑化、迅速化に努めることが望ましい旨を通知したところ。 | — |
| 37 | 特定電気事業等の用に供する施設の容積率制限の特例の制定 | 特定電気事業、特定規模電気事業および特定供給の用に供する開閉所及び変電所について、建築基準法第52条第14項第1号に基づく特定行政庁の許可による容積率の緩和対象であることについて技術的助言を发出し、周知徹底する。 | 平成25年度措置 | 国土交通省 | 措置済 | 「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)(平成26年3月31日住宅局市街地建築課長通知)」を发出し、「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)(平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知)」における建築基準法第52条第14項第1号の許可準則第1項(5)に規定する「電気事業の用に供する開閉所および変電所」については、特定電気事業、特定規模電気事業および特定供給の用に供する開閉所及び変電所も含まれる旨を通知したところ。 | — |
| ・エネルギー供給・流通構造のレジリエンス | | | | | | | |
| 38 | 非常災害時におけるカーフェリー等による危険物(タンクローリ)の輸送 | 非常災害時には、ガソリン・LPGの緊急海上輸送に対応するため、最低限の安全対策(①旅客定員の制限、②沿海区域を超えない、③必要な防火等の措置を講ずる)を確保していることが確認できれば、地方運輸局長の許可手続は省略し得ることを地方運輸局に通知するとともに、国土交通省ホームページを通じて広く周知徹底する。 | 平成25年度措置 | 国土交通省 | 措置済 | 「非常災害時におけるカーフェリー等による危険物(タンクローリ)の輸送に係る危険物船舶運送及び貯蔵規則の取扱いについて」(平成26年3月27日国海査第491号 国土交通省海事局検査測度課長通達)を发出することにより、地方運輸局に対して周知済み。また、平成26年3月31日に当省ホームページにて公開している。 http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000013.html | — |
| 39 | 非常災害時における危険物の貯蔵・運搬 | 災害により危険物施設が被災する等により、平時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるよう、地方公共団体に対してガイドラインを通知する。 | 平成25年度措置 | 総務省 | 措置済 | 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるよう、地方公共団体に対してガイドラインを通知(平成25年10月3日)。 | — |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|--|---|------------------------------------|-------|--------------------|---|---|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 40 | 常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の停電・災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和 | 常用・非常用を兼用する発電機を非常時に使用する場合に、排出基準等に係る規定の適用を免除するという運用を行った場合における大気環境に及ぼす影響等について評価・検討し、関係法令における規制等との関係も整理した上で、本措置の妥当性について検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置 | 環境省 | 検討中 | 常用・非常用発電施設稼働時の大気環境への影響調査の基礎資料として発生源情報が必要となることから、自治体へ非常用発電施設等の届出情報の整理について依頼を行うとともに、平成26年度の検討に資する予算措置を行った。 | 平成26年度中に結論を得る。 |
| 41 | 「工事計画届出書」の期間の短縮 | コージェネレーションを設置する場合に必要な工事計画届について、電力需給逼迫時であって、過去において審査を通っている設備と同一仕様、同一材料の設備に取替える場合においては、審査期間の短縮が可能であることを明確化する。 | 平成25年度措置 | 経済産業省 | 措置済 | 審査期間の短縮が可能である旨、経済産業省のホームページで公表した。(平成25年6月28日公表) http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/06/250628-1.html | — |
| 42 | 熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和 | 天災その他の不可抗力により供給できない場合などにおいては、正当な理由に基づいて一部の需要家に対しては熱の供給を停止する一方、一部の需要家に対しては引き続き熱を供給することは可能であり、仮にこのような行為を行ったとしても熱供給事業法第14条2項4号の「不当な差別的取扱い」にはあたらないことを熱供給事業者に周知する。 | 平成25年度措置 | 経済産業省 | 措置済 | (一社)日本熱供給事業協会(熱供給事業者などで構成)が毎月発行している「会員誌」にて、当該内容を記載し、平成25年7月4日に発行し、熱供給事業者に周知済み。 | — |
| ②次世代自動車の世界最速普及 | | | | | | | |
| ・水素スタンド | | | | | | | |
| 43 | 液化水素スタンド基準の整備①(高圧ガス保安法) | 液化水素スタンドを市街地にも建設できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において検討し、一般高圧ガス保安規則に液化水素スタンドに係る技術上の基準を整備する。 | 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 未措置 | 液化水素スタンドの技術上の基準の整備のため、液化水素のリスク評価とその対応方針について検討を行い、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、液化水素スタンドの基準の整備に関して結論を得たところ。 | 当該結論を踏まえ、速やかに省令等の改正を行う予定。 |
| 44 | 液化水素スタンド基準の整備②(消防法) | 液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて液化水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法上の安全対策を検討し、結論を得る。 | 高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討・結論、結論を得次第措置 | 総務省 | 検討中 | 経済産業省において、高圧ガス保安法上の液化水素スタンドの技術上の基準の整備に関する検討結果が出たことを踏まえ、液化水素スタンドで発生する可能性のある事故が給油取扱所内の他の施設に及ぼす影響並びに給油取扱所で発生する可能性のある事故が液化水素スタンドに及ぼす影響をそれぞれ評価した上で、当該影響を最小限に留めるために講ずべき安全対策を検討するため、平成26年3月に「液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する検討会」(事務局:消防庁)を立ち上げたところ。 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/ekika_suiso/index.html | 「液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する検討会」において、液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合に講ずべき安全対策を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる予定。 |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|---------------------------------------|---|---|-------|--------------------|---|---|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 45 | 液化水素スタンド基準の整備③(建築基準法) | 液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。 | 高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置 | 国土交通省 | 検討中 | 経済産業省における液化水素スタンドの技術上の基準の整備に向けた検討状況を把握しつつ、事業者からのヒアリングを通じて、必要な情報収集を行っているところ。 | 高圧ガス保安法上の技術基準の検討状況を踏まえつつ、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置する予定。 |
| 46 | 水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備 | 海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼等の鋼材を我が国の水素スタンドにおいても使用できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、使用可能鋼材の拡大につき検討し、その結果に基づき一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直す。 | 平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置 | 経済産業省 | 検討中 | 使用可能鋼材の拡大のため、クロムモリブデン鋼等水素の影響を受ける材料やその他の鋼材について、実験データの取得や安全な設計方法等を検討中。 なお、規制改革の内容に関して、銅合金及び高強度のステンレス鋼の使用等や、従来より使用が認められている鋼材の使用条件(温度・圧力)について、安全上問題がないと結論を得た。 | 鋼材の使用条件(温度・圧力)の拡大及び銅合金の使用については、パブリックコメントへの対応を行い平成26年4月中に例示基準の見直しを行う予定。高強度のステンレス鋼の使用等については、平成26年9月末までに例示基準の見直しを行う予定。 |
| 47 | 水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続の簡略化 | 水素スタンドに係る特定設備、配管等の設計係数について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において、大臣特別認可を受けなくても2.4倍で設計、製造できるよう検討し、結論を得次第、省令を改正する。 | 平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 検討中 | 水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続を簡略化するためには、技術基準に適合していることを判断するための技術的な判断基準を明確した上で、検討することとしている。現在、手続きの簡略化の第一段階として、当該判断基準を作成し、基準発行のための最終手続きとして、基準に引用する米国及び欧州規格の転載許可を各規格作成団体に申請中。 | 当該判断基準については、基準発行のための最終手続き中であり、引用規格の転載許可がおり次第制定予定。当該基準の制定後(平成26年度以降)、当該判断基準に基づく大臣特認の実績を踏まえた上で、大臣特別認可を受けなくても2.4倍で設計、製造できることについて、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において、検討し、結論を得る。 |
| 48 | 第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(高圧ガス保安法) | 公共機関等の防災拠点や燃料電池自動車の販売店等への小規模な圧縮水素スタンドの設置を促進すべく、高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、製造に係る1日当たりの処理能力が30立方メートル未満の圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備を行う。 | 平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 検討中 | 第二種製造者に該当する水素スタンドの仕様の検討や実証データ取得等について検討を行い、第二種製造者に該当する水素スタンドの技術基準案の策定に向けた考え方を整理した。 | 当該検討結果を踏まえて、平成26年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに省令等の改正を行う予定。 |
| 49 | 第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(建築基準法) | 小規模な圧縮水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。 | 高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置 | 国土交通省 | 検討中 | 経済産業省等における第二種製造者に該当する水素スタンドの仕様の検討状況を把握しつつ、事業者からのヒアリングを通じて、必要な情報収集をおこなっているところ。 | 高圧ガス保安法上の技術基準の検討状況を踏まえつつ、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置する予定。 |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|---------------------------------------|--|------------------------------|-------|--------------------|---|---|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 50 | 高圧ガス保安法における水電解機能を有する昇圧装置の位置付けの明確化 | 小規模な圧縮水素スタンド等での利用が見込まれる水電解機能を有する昇圧装置について、電気化学反応の特性を踏まえ、高圧ガス保安法上の特定設備への該当性を検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 措置済 | 水電解機能を有する昇圧装置(水素を発生させる差圧式の水電解装置)について、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、保有する圧力(単位:MPa)と圧力容器の内容積(単位:m ³)との積が大きいもの(0.004を超えるもの)は、特定設備検査が必要な特定設備に該当する旨、結論を得た。 | 当該設備については、当面、特認制度等を活用した上で特定設備検査を行うことで安全性の確認を行う。 |
| 51 | 市街化調整区域への水素スタンド設置許可基準の設定 | 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第7条の3に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであるなど安全性が確保されている圧縮水素スタンドについては、市街化調整区域にも建築できるよう、都市計画法施行令第29条の7に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを明確化する。 | 平成25年度措置 | 国土交通省 | 措置済 | 『市街化調整区域に設置される水素スタンドに係る開発許可制度上の取扱いについて(平成25年6月28日付け国都開第3号・国土交通省都市局都市計画課開発企画調査室長通達)』を発出し、高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第7条の3に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであるなど安全性が確保されている圧縮水素スタンドを建築する目的で行う開発行為について、市街化調整区域においても許可できるよう、都市計画法施行令第29条の7に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを各許可権者に周知した。 | — |
| 52 | 市街地に設置される水素スタンドにおける水素保有量の増加 | 市街地における圧縮水素スタンドの整備が促進されるよう、かかる水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵量について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、上限の撤廃につき検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 国土交通省 | 未措置 | 圧縮ガスの貯蔵量の上限撤廃について検討を行い、高圧ガス保安法に基づき安全性が確保されている水素スタンドについては、建築基準法に基づく圧縮水素に係る規制を撤廃する旨の結論を得た。 | 当該結論を踏まえ、速やかに必要な措置を講じる予定。 |
| 53 | 圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充てん、保管、移動時の上限温度の緩和 | 圧縮水素運送自動車による水素スタンドへの効率的な水素供給を可能とすべく、圧縮水素運送自動車用複合容器について、充てん、保管、移動時の上限温度を燃料電池自動車の燃料装置用容器と同一の85℃に引き上げるよう検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 検討中 | ①NEDO事業として、「トレーラー充填上限温度検討会」において、石油エネルギー技術センターと佐賀大学が連携して実験データの取得などを検討中。 ②圧縮水素運送自動車用複合容器への水素充てん等における上限温度への引き上げについて引き続き検討中。 | ①平成26年度は、左記検討会に加えて、同時並行的に技術基準案策定のための検討会を立ち上げ予定。 ②当該検討結果を踏まえ、平成26年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに省令等の改正を行う予定。 |
| 54 | 70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備 | ①水素スタンドの市街地への建設を容易にすべく、プレクーラーに供する冷凍設備に係る保安距離の緩和につき検討し、結論を得る。 ②複合容器蓄圧器について、水素スタンドへの設置の技術上の基準策定につき検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 未措置 | ①、②に関する安全性の確認を行うための調査を実施し、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、安全措置を行った上で実施可能であると結論を得た。 | 当該結論を踏まえ、速やかに省令等の改正を行う予定。 |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|---|--|--|-------|--------------------|---|---|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| ・燃料電池自動車 | | | | | | | |
| 55 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器の充てん終了圧力の緩和 | 燃料電池自動車に係る圧縮水素自動車燃料装置用容器(最高充てん圧力70MPaの容器)の充てん終了圧力について、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、85°Cで87.5MPaを可能とすべく、速やかに必要な措置を講じる。 | 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 未措置 | 平成25年6月27日、自動車基準調和世界フォーラムにおいて、水素自動車に関する世界技術規則(gtr)が採択されたため、方向性について結論を得ているところ。 | 現在、高圧ガス保安法に取り込むため容器保安規則等の改正作業等を行っているところ。(平成26年6月目途に施行予定)。 |
| 56 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する容器安全弁について、例示基準においては、熱作動式容器安全弁のうち溶栓式に限定しているところ、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、当該方式以外の熱作動式安全弁を、例示基準に取り入れるべく検討し、結論を得次第、例示基準を改正する。 | (圧縮水素自動車燃料装置用容器)平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 未措置 | (圧縮水素自動車燃料装置用容器)平成25年6月27日、自動車基準調和世界フォーラムにおいて、水素自動車に関する世界技術規則(gtr)が採択されたため、方向性について結論を得ているところ。 | (圧縮水素自動車燃料装置用容器)現在、高圧ガス保安法に取り込むため容器保安規則等の改正作業等を行っているところ。(平成26年6月末日処に施行予定) |
| | | | | | | 検討中 | (圧縮水素運送自動車用複合容器)溶栓式以外の熱作動式安全弁の安全性確認について現在検討中。 |
| 57 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。 | HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置 | 経済産業省 | 検討中 | HFCV-gtrのフェーズ2に向けた検討体制について、事業者とともに検討しているところ。 | HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置する予定。 |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|---|--|---|-------|--------------------|---|--|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 58 | 燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化 | HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)の国内法規への受け入れや、認証の相互承認のための道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の保安基準の整理の方策については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び事業者による検討会を実施し、目指すべき選択肢として法規制のパッケージ化につき検討する。 | 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置。国連における世界統一技術基準の策定や認証の相互承認の議論を踏まえ、平成26年度以降継続的に検討、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 未措置 | 平成25年6月27日、自動車基準調和世界フォーラムにおいて、世界技術規則(gtr)が採択されたため、方向性について結論を得ているところ。 | gtrの国内法規への受け入れについては、現在、高圧ガス保安法に受け入れるため容器保安規則等の改正作業等を行っているところ(平成26年6月末日処に施行予定)。 |
| | | | | | 検討中 | 認証の相互承認については、経済産業省、国土交通省及び事業者による「燃料電池自動車に係る基準に関する検討会」を実施し、具体的方策(道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の技術基準)の整理の方策について結論を得た。 | |
| | | | | 国土交通省 | 措置済 | 平成25年6月、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第160回会合において、燃料電池自動車の安全性に関するHFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一基準)が成立。平成26年2月、燃料電池自動車に係る国内基準を世界統一技術基準に合わせて改正した。 | — |
| | | | | | 検討中 | 認証の相互承認については、国土交通省、経済産業省及び事業者による「燃料電池自動車に係る基準に関する検討会」を実施し、具体的方策(道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の技術基準)の整理の方策について結論を得た。 | 今後、国連における議論を踏まえ、平成26年度以降も継続的に検討する。 |
| 59 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る年号等の表示方法の統一化 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る「容器検査に合格した年月日」、「充てん可能期限年月日」、「附属品検査に合格した年月日」、「容器再検査の年月日」、「附属品再検査の年月日の刻印」及び車載容器総括証票、容器再検査合格証票の年月日の記載について、年号の表示及び年月日の記載順の統一について検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 未措置 | 各年号の表示及び年月日の記載順については、統一することで結論を得た。 | 年号の表示及び年月日の記載順については、法令上、制限を設けていない部分もあることから、措置の方法について関係者と調整の上、速やかに措置する予定。 |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|--|---|--|-------|--------------------|---|---|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 60 | 燃料電池自動車に係る車両の継続検査と圧縮水素自動車燃料装置用容器の再検査の有効期限の整合 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器再検査の有効期限について、自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクルを勘案し、2年1月から2年2月に延長する。 | 平成25年度措置 | 経済産業省 | 措置済 | 燃料電池自動車の自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクル及びその制度について調査し、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、容器再検査のサイクルを延長しても安全上の問題がないと結論を得たところ。当該結論を踏まえて、容器再検査のサイクルを延長するため、平成26年3月31日付けに容器保安規則(経済産業省令第18号)を改正した。 | — |
| 61 | 車載容器総括証票に対するガスの種類の記載追加 | ①圧縮水素自動車燃料装置用容器にガス充てんする際に確認すべき事項につき、使用者が車載容器総括証票で全て確認できるよう、車載容器総括証票にガスの種類を記載する項目を新設すべく検討し、結論を得る。 ②車載容器総括証票の記載事項をより確実かつ簡便に確認できるよう、同票の一部にQRコード又はバーコード等の新たな表示方法を導入することを検討し、結論を得る。 | ①平成25年度措置 ②平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 一部措置済 | ①については、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、車載容器総括証票にガスの種類を記載する項目を追加することについて安全上の問題がないと結論を得たところ。当該結論を踏まえ、平成26年3月31日付けに「容器保安規則に基づく表示等の細目、検査の方法等を定める告示」(経済産業省告示第63号)を改正した。 ②については、QRコード又はバーコード等の新たな表示に関する読み取り方法やQRコード又はバーコードに入力する情報等の技術的な課題等について業界団体に調査中。 | ①この事項は、規制強化の要望であるため、施行にあたっては経過措置(平成26年6月30日迄)を設けている。 ②については、平成26年度結論を得る。その後、必要に応じて速やかに省令等の改正を行う予定。 |
| 62 | 燃料電池自動車盗難時の届出手続の簡素化 | 警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を登載していることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる旨を一般市民、関係団体及び警察官等へ周知を図るなど必要な措置を講ずる。 | 平成25年度措置 | 警察庁 | 措置済 | 警察庁は、「燃料電池自動車の盗難に係る被害届受理時の対応について(通達)」(平成25年8月1日付け警察庁丁保発第112号)により、警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を登載していることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる旨を警察官に周知するよう都道府県警察に通達した。 | — |
| | | | | 経済産業省 | 措置済 | 盗難被害届を警察へ提出する際に、高圧ガス容器が搭載されている燃料電池自動車であることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる旨を平成26年3月に一般市民、関係団体等へ周知した。 http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/03/260318-1.html | — |
| 63 | 燃料電池自動車からの一般住宅等への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備 | 燃料電池自動車を活用して一般住宅等への給電を行う場合において、安全性に関する技術的検証を踏まえ、一定の出力未満の場合は燃料電池自動車を小出力発電設備(一般用電気工作物)として位置付ける検討を行い、必要に応じ法的環境整備を行う。 | 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 未措置 | 平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、10kW未満の燃料電池自動車を小出力発電設備(一般用電気工作物)として位置づけることが妥当との結論を得た。 | 現在、電気事業法に基づく省令等を改正作業中。(平成26年4月以降施行予定) |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|---|--|------------------------------|----------------|--------------------|---|--|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 64 | 電気自動車等からの自家用電気工作物(高圧需要場所等)への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備の検討 | 電気自動車等から自家用電気工作物(高圧需要場所等)へのV2H(自動車を電源として住宅等に給電すること)を行う場合について、検討を行う。 | 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 措置済 | 平成26年3月10日に開催された産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での報告を踏まえ、現行制度で対応可能である旨、「電気設備の技術基準解釈の解説」に追記するとともに、経済産業省ホームページで公表した。(平成26年3月19日公表) http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/o-shirase/2014/03/260319-1.html | — |
| 65 | 試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器の検査制度の見直し | 燃料電池自動車の開発を促進する観点から、公道走行を行わない試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品については、容器保安規則に係る容器検査、附属品検査を不要化する、またはその手続を大幅に簡素化するなど容器検査、附属品検査制度を見直す。 | 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 措置済 | 公道走行を行わない試験車両については、テストコース等における事業者の安全対策を踏まえた上で、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、高圧ガス保安法第48条第5項、容器保安規則第23条に基づく現行の特別充填制度を活用して対応する旨の結論を得た。 | — |
| 66 | 燃料電池二輪車の車両及び圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る型式認定、認可制度の整備 | 燃料電池二輪車の市場投入を促進するため、経済産業省及び国土交通省は連携して、道路運送車両法及び高圧ガス保安法において、二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の基準の追加の方策について検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 国土交通省 | 検討中 | 燃料電池二輪車の道路運送車両法の保安基準や高圧ガス保安法の容器等の技術基準策定のための調査に必要な予算を確保し、調査の手法について検討しているところ。 | 平成27年度末までに二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の技術基準の追加の方策について検討し、結論を得る。 |
| 67 | 事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備 | 燃料電池自動車に事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合に、容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討の上、必要な措置を講じる。 | 平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 検討中 | 事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出方法について引き続き検討中。 | 当該検討結果を踏まえ、平成26年度に結論を得る。その後、必要に応じて、省令等の改正を行う予定。 |
| ・天然ガススタンド | | | | | | | |
| 68 | 天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化 | 消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討開始、平成27年結論、結論を得次第措置 | 総務省 経済産業省 | 検討中 | 天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化するために必要な安全対策のあり方について検討するため、学識経験者、消防機関、関係団体、経済産業省等の参画の下、「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」を平成25年8月に立ち上げ、天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係るドイツ等の状況調査を行うとともに、停車スペースの共用化に伴って想定される危険性等について検討した。 | ○平成26年度においては、危険性に対する対策の具体化、必要な安全措置・技術的な検証の要否の検討、要素技術レベルでの技術的な検証等を実施する予定 ○平成27年においては、天然ガススタンド併設給油取扱所の実際の運用や施設の具体的な状況に即した検証実験等による事故リスクに対する対策の有効性・確実性の検証を実施し、結論を得る予定 |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|---|---|---|--------------|--------------------|--|---|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 69 | 天然ガススタンド・水素スタンドに必要な保安監督者の資格取得機会の拡大 | 天然ガススタンド及び水素スタンドの整備を促進するため、高圧ガス保安法における丙種化学(特別試験科目)責任者免状に係る試験の実施方法を見直し、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県に対して、その旨周知徹底する。 | 平成25年度措置 | 経済産業省 | 措置済 | 今後のスタンドの普及計画を踏まえ、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県として、東京都、愛知県、大阪府、福岡県に対し、高圧ガス保安法における丙種化学(特別試験科目)責任者免状に係る試験の実施方法の見直しについて、平成26年3月に検討を要請した。 | — |
| ③低炭素社会・循環型社会の実現 | | | | | | | |
| ・排出係数 | | | | | | | |
| 70 | グリーン料金メニュー等への対応に係る地球温暖化対策推進法上のCO2排出係数の見直し | 電気の使用を通じてCO2削減に貢献したいとの需要家ニーズに対応するため、電気事業者において検討される具体的な料金メニューの内容や固定価格買取制度における排出係数調整の考え方等も踏まえつつ、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、電気事業者が、全電源平均排出係数に加え、料金メニューに応じたCO2排出係数を算定・報告することや、需要家が料金メニューに応じたCO2排出係数を使用し自らの排出量を算定・報告することについて検討し、必要な措置を講じる。 | 平成25年度検討開始、平成26年度結論 | 経済産業省 環境省 | 検討中 | 平成26年2月7日に「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会(第9回)」を開催し、料金メニューに応じたCO2排出係数のあり方等について、検討を開始したところ。 ※検討会実施内容は以下URLのとおり。 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/kento http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment.html#meti0004568 | 平成26年度中に結論を得る。 |
| ・冷媒 | | | | | | | |
| 71 | 冷凍空調機器への新冷媒の使用基準の整備 | 現在主に使われている冷媒に比べて、地球温暖化に対する影響が小さいHFC-32等のガスについて、冷凍空調機器の冷媒として円滑に使用できるよう、技術的事項について検討し、検討を踏まえ利用に伴う条件の緩和や適用除外の措置を講じることについて検討し、結論を得る。 | 平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置 | 経済産業省 | 検討中 | 現在主に使われている冷媒に比べて、地球温暖化に対する影響が小さいHFC-32等のガスについて、欧米における規制状況の調査を開始し、海外規制の法体系について取りまとめるとともに、国内法規との比較を行った。 平成25年度には、委託事業で「冷凍機等への可燃性冷媒再充填の安全性評価」を行い、検討を進めている。 | 平成26年度からは、安全性に関する試験データ及び平成25年度の調査結果に基づき、HFC-32等のガスの安全性評価を行い、規制の見直しに当たっての課題等を検討する。 なお、平成26年度においても引き続き委託事業によって検討を行う予定。 |
| ・地中熱利用 | | | | | | | |
| 72 | オープンループ方式による地中熱利用ヒートポンプの普及拡大 | オープンループ方式を含む地中熱利用ヒートポンプの利用拡大に向けて、国内外の導入事例及びモニタリングデータの検証により地下水・地盤環境への影響のリスク評価を行う。これを踏まえ「地中熱利用にあたってのガイドライン」の更新・改訂について検討を行い、必要な措置を講じる。 | 平成25年度検討開始、結論を得次第措置 | 環境省 | 検討中 | 平成25年度は「地中熱利用の普及方策の構築検討」のなかで最新の地中熱利用方式(オープンループ方式を含む)の情報収集・整理及び地中熱利用と地下水・地盤環境に関する情報収集・整理等について、有識者を含めて検討を行った。 | 「地中熱利用にあたってのガイドライン」の更新・改訂を含めて、引き続き平成25年度と同様に検討を行う。 |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|----------------------------|---|---------------------------|--------------|--------------------|--|---------------------|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| ・リサイクル | | | | | | | |
| 73 | プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方 | 容器包装リサイクル法を所管する府省において、入札制度を含め、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方を根本から再検討する。その際、材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法における環境負荷低減の効果、競争促進による経済コストの低下、再商品化製品の価値評価といった観点での検討が重要である。 | 平成25年度検討開始、平成26年度結論を得次第措置 | 経済産業省 環境省 | 検討中 | 有識者、関係事業者等で構成する経済産業省産業構造審議会及び環境省中央環境審議会の合同会合を平成25年9月から開催し、プラスチック製容器包装リサイクルの再商品化の在り方も含めた、改正容器包装リサイクル法附則に基づく容器包装リサイクル制度全体の施行状況の点検を行っている。 | 審議会の審議状況を踏まえて検討予定。 |
| 74 | 廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化 | 廃棄物の該当性判断については、現行の課長通知の定めにもかかわらず、「販売価格より運送費が上回ることのみにより、取引価値はなく廃棄物である」と解釈・判断する自治体があることから、そうしたことを防止し産業副産物の有効利用を促進するよう、「販売価格より運送費が上回ることのみにより、経済合理性がなく取引価値がないと判断するものではない」旨の文書を発出する。 | 平成25年度上期措置 | 環境省 | 措置済 | 「「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)」(平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号)の運用に当たっての一般的な考え方を示した「規制改革通知に関するQ&A集」(※)の改訂(平成25年6月28日)により、廃棄物の占有者がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引き渡す場合において、有償で譲り受ける者が占有者となる以前の廃棄物該当性について、販売価格より輸送費が上回ることのみをもって直ちに経済的合理性がないと判断するものではなく「行政処分の指針について(通知)」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号)第1の4(2)①エに従って判断するよう、自治体等に対して周知した。 ※ http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/q_and_a.pdf | — |

| 保育分野の実施状況等 | | | | | | | |
|-----------------------------------|-----------------------|---|---------------------------|-------|--------------------|---|---|
| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 保育分野 | | | | | | | |
| 1 | 保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大 | 経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する。 | 措置済み | 厚生労働省 | 措置済 | - | - |
| 2 | | 「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)発出後の株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。 | 平成25年度以降平成29年度まで毎年度措置 | 厚生労働省 | 措置済 | ○平成25年4月現在の状況を調査 ○調査対象:都道府県、指定都市、中核市 | 平成26年度も同様に実施予定 |
| 3 | 利用者のニーズに応えた保育拡充 | 5年間で認可保育所への移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。 | 平成25年度に措置し、平成29年度まで措置を行う。 | 厚生労働省 | 措置済 | ○平成25年6月6日及び10月18日付けで安心こども基金の管理運営要領を改正し、改修費や運営費等を支援対象とした。 ○平成25年度補正予算及び26年度予算において「待機児童解消加速化プラン」に必要な経費を一体的に確保 | 引き続き待機児童解消加速化プランを推進 |
| 4 | | 保育所の設置基準は、地方公共団体が条例において定めることとされているところであり、地方公共団体における当該条例の制定状況や当該設置基準の運用状況について、現行制度で保育計画を策定することとされている地方公共団体に対し調査を行い、公表する。 | 平成25年度以降平成29年度まで毎年度措置 | 厚生労働省 | 措置済 | ○平成25年10月現在の状況を調査 ○調査対象:都道府県、指定都市、中核市、保育計画策定市区町(71自治体)の計180自治体 | 平成26年度も同様に実施予定 |
| 5 | 保育の質の評価の拡充 | 保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。 | 平成25年度措置 | 厚生労働省 | 措置済 | ○厚生労働省において検討事項を整理し、全国推進組織に対して具体的な方策を策定するよう要請した。これを受け全国推進組織において共通評価項目の整理、評価結果の公表手法の見直し、評価手法等をとりまとめたマニュアルの改訂を実施。 | ○当該結果を踏まえ、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全文改正についてを平成26年度より適用できるよう、各都道府県等を通じ、所管法人及び調査機関に対して当該ガイドラインやマニュアルを周知し、円滑な実施を図る。 |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) | | | | |
|-----------------------------------|------------|--|-------------------------|-------|--------------------|--|----------------------|-------|-----|--|----------------------|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | | | | | |
| 6 | 保育の質の評価の拡充 | 子ども・子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。 | 子ども・子育て支援新制度の施行までに措置 | 厚生労働省 | 検討中 | ○内閣府に設置された子ども・子育て会議において、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標とする方向で検討中。 | 引き続き、子ども・子育て会議において検討 | | | | |
| | | 保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども・子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。 | 子ども・子育て支援新制度の施行までに検討・結論 | | | | | 厚生労働省 | 検討中 | ○内閣府に設置された子ども・子育て会議において、第三者評価の受審を進めていくために、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格上評価することとする方向で検討中。 | 引き続き、子ども・子育て会議において検討 |
| 8 | 保育士数の増加 | 保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延長することについて検討し、結論を得る。 | 平成25年度中に検討・結論 | 厚生労働省 | 措置済 | ○保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士を目指す者の合格免除期間を5年に延長 | 今後速やかに政省令等の整備を行う。 | | | | |
| | | 保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について検討し、結論を得る | 平成25年度中に検討・結論 | | | | | 厚生労働省 | 措置済 | ○登録事務に要する期間を7日短縮することで、申請から最短で3週間で登録可能とする。 ○併せて、登録手続中の者であっても、保育所運営費等における一定の者に係る経費を支弁することができるようにする。 | 速やかに事務処理の見直しを行い実施 |
| | | 保育士不足の緊急性に鑑み、保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすることについて検討し、結論を得る。 | 平成25年度中に検討・結論 | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | |

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定(平成26年3月31日時点) |
|-----------------------------------|---|--|---------------------------|-------|--------------------|---|--|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 11 | 社会福祉法人の経営情報の公表 | 全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。 | 平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置 | 厚生労働省 | 未措置 | <p>○平成25年度分以降の財務諸表については、</p> <p>①財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化</p> <p>②所轄庁への現況報告書の提出を電子データで行わせることを義務化</p> <p>③ホームページが存在しない法人等については、所轄庁に提出された財務諸表を所轄庁のホームページで公表することを決定した。</p> <p>○その後、規制改革会議より示された「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットINGの確立に関する論点整理」を踏まえ、法人の経営状況が明確となるような標準的な様式を整備し、規制改革会議に報告するとともに、関係通知を改正するためパブリックコメントを平成26年3月末まで実施。</p> <p>○現在、パブリックコメントにおける意見を踏まえた修正案を作業中であり、関係通知については、平成26年度当初から適用することとしている。</p> <p>○なお、平成25年度以降の財務諸表の公表の義務化については、事前に所轄庁に対して、周知済みである。</p> | ○厚生労働省において、パブリックコメントにおける意見を踏まえた修正案の作業終了後直ちに関係通知の発出を予定。 |
| 12 | | 平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。 | 平成25年9月までに措置 | 厚生労働省 | 措置済 | <p>○平成25年5月に社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を積極的に公表するよう指導及び所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請。</p> <p>○平成25年6月に社会福祉法人及び所轄庁の取組状況について、各所轄庁に対して調査依頼。</p> <p>○平成25年10月24日第18回規制改革会議で取組状況を報告。</p> | |
| 13 | | 所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。 | 平成25年9月までに措置 | 厚生労働省 | | | |
| 14 | 事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直し | 事業所内保育施設を整備する際の助成要件及び国が定める認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について検討し、結論を得る。 | 平成25年度中に検討・結論 | 厚生労働省 | 措置済 | <p>○建築・消防に関する専門家等から構成された「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」を開催し、検討。</p> <p>○3月末に検討会の取りまとめを行い、4階以上に保育室等を設置する場合には、現在認められている「屋外避難階段」だけでなく、「屋外傾斜路」、「特別避難階段に準じた屋内避難階段」(排煙設備等を有するもの)及び「特別避難階段」が新たに認められることとされた。</p> | 今後速やかに省令改正を行う。 |